平成２１年（フ）第３５２号
福井市丸山２丁目2601番地１
債務者　吉川　忠宏
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
福井県あわら市東温泉１丁目404番地
債務者　金沢滿喜子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
福井市文京３丁目３番17号　グランフォーレ文京201号
債務者　桑野　沙織
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
福井県鯖江市平井町第27号14番地２
債務者　青山　　潤
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
福井県福井市高塚町405番地
債務者　岩堀　信之
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
福井市北四ツ居町第14号25番地、旧住所福井市春日３丁目1910番地
債務者　杉本きよ子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
福井県勝山市村岡町浄土寺第42号６番地
債務者　宮本　秋絵
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２９号
福井県勝山市村岡町浄土寺第42号６番地
債務者　宮本　龍二
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
長野県松本市大字笹賀5087番地23　県営二子団地Ａ３―24
債務者　杉田　千明（旧氏名松下映）
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３８０号
長野県安曇野市明科南陸郷1060番地
債務者　遠藤　明美
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２７号
長野県諏訪市大字湖南3287番地１　新川団地４－２
債務者　神澤　慶一
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３４２１号
名古屋市中村区豊国通１丁目26番地の２　清和マンション301号
債務者　古谷　久美（旧姓佐古）
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５号
三重県津市久居元町2207番地
債務者　上野　稲子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５５号
三重県名張市すずらん台西３番町９番地
債務者　青木　竹江
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１６０号
三重県伊賀市八幡町3170番地
債務者　宮形　知美
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２３８号
三重県四日市市和無田町976番地
債務者　大久保滝子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
三重県桑名市東方380―１　修徳第２コーポ305号、住民票上の住所三重県桑名市大字赤須賀2109番地
債務者　星野　朋子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係